

令和6年度第2回春日井市障がい者施策推進協議会 御意見・御質問の集計結果について

資料	御意見・御質問	事務局回答	委員
1	【資料1】 部会の取り組みは①全数調査②レスパイトについて③人材育成の3点ありますが、①の現状報告はどのようになっていますか。	全数調査の結果については、部会員で共有しております。 様々な回答がありましたので、今後の方針について、地域自立支援協議会の医療的ケア児等支援部会にて、協議していきたいと考えております。	加藤委員
2	【資料1】 ②の調査はどのようなものですか(①の全数調査のことですか。)施設やサービス事業所など受け入れ側の現状把握は必要ないでしょうか。	病院等に対して行った、医療的ケアを必要とする方のレスパイトでの受け入れ可否についての調査となります。 事業所側の調査については、現時点で実施の予定はありませんが、同様に医療的ケア児等支援部会にて、検討していきたいと考えます。	加藤委員
3	【資料1】 ③については、今年度2つの取り組み(特別支援学校の見学会、声を聞く会)を行っていますが、これは『対応している福祉サービス事業所へのインタビュー』に該当するものですか。 訪問看護交流会、福祉事業所交流会等は順次行う予定ですか。 ③の問題認識は、『医療的ケア児等へのサービス提供体制が脆弱』ということでしょうか。その解消方法として参入できるように人材育成(スキル向上)を目指す。⇒サービスに参入したいがスキルに自信が無いので二の足を踏んでいる状況と分析しているか。	事業所へのインタビューは実施できておりません。今年度の取り組みは、9月19日に医療的ケアについて理解を深め、支援者を増やすことを目的として、小牧特別支援学校の見学会を開催しました。また、2月27日に、医療的ケアを必要とする方の保護者からのお話から、医療的ケアに関する現状について知っていただく研修会を予定しております。 訪問看護交流会、福祉事業所交流会等の開催については、現時点では未定となっております。今年度の研修の結果を踏まえて、医療的ケア児等支援部会において来年度以降の研修内容を検討していきたいと考えております。 医療的ケアを必要とする方が利用できる施設が少ないことの解消については、部会においても課題としています。医療的ケアを必要とする方への支援は医療に関する知識・技能が必須になるため、参入への障壁になっていると考えられます。また、看護師が不足していることも要因であると思われます。	加藤委員

資料	御意見・御質問	事務局回答	委員
4 【資料2】	医療的ケア児等支援部会の取組の「小牧特別支援学校の見学会」について人材育成、人材確保につながる良い機会と思います。 2月に開催される「医療的ケア児の親・支援者の声を聞く会」も更に支援について学ぶのに良い機会になると思いますが具体的にはどんな内容なのでしょうか。 また、「R5年度医療的ケアを必要とする方に関する実態調査結果」を見ると、様々な不安や疑問、諦め等が挙げられていました。地震など自然災害等の緊急時に、医療的ケアを必要とする家庭が安心して避難出来る仕組み作りは、たくさんの課題があるが早急に取り組まなくてはならない事の1つであると思います。	研修の内容としましては、医療的ケアを必要とする方の保護者より、出生時から現在までのライフステージを通じた、医療や福祉の変遷について、あいち医療的ケア児支援センター長と医療的ケア児等アドバイザーを交えたシンポジウムを予定しております。	原委員
5 【資料3】 p2	計画統合にいたる問題点・ニーズの記載があると良いと思います。	8050問題やダブルケア、社会的孤立、ヤングケアラーなど、従来の障がい福祉分野だけでは十分な対応が難しい、複雑で複合的な課題が顕在化してきております。 このような現状を踏まえ、障がい福祉施策と、介護保険などの高齢者福祉施策、重層的な支援体制の構築などの地域福祉施策を融合することで、途切れない包括的な支援体制を構築し、地域共生社会の実現をより推進するために3計画を統合するものです。	山本委員
6 【資料3】 p2	(仮称)総合福祉計画の体系図で右の網掛け部 介護保険事業計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画は(仮称)総合福祉計画へ含むが、施策の統合整理の対象へ含まないという認識で良いでしょうか？ 記載されていない愛知県の計画「あいち障害者福祉プラン」はどのような位置づけでしょうか？	施策の統合整理は、介護保険事業計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画も含めて、(仮称)総合福祉計画の中で検討することを想定しています。 そのうえで、介護保険事業計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、主に法令で規定する施設の整備数やサービスの分量、利用者数を推計する内容であるため、基本的には引き続き分野ごとに独立して構成する必要があると考えております。 「あいち障害者福祉プラン」は、愛知県の計画となりますが、今後(仮称)総合福祉計画を作成する際も、引き続き整合性を確認してまいります。	山本委員

資料	御意見・御質問	事務局回答	委員
7	【資料3】 p5 附属機関のイメージの中で、「障がい者福祉部会」はどのような機関でしょうか？ 6次障がい者総合福祉計画 3保険。医療 施策②精神福祉施策の推進の取り組みで「保健、医療、福祉関係者により、地域包括ケアシステムについて協議します」⇒「にも包括」の協議の場は上記部会とどのような位置づけにあるのでしょうか？	障がい者福祉部会は、これまでの障がい者施策推進協議会と同じように障がい福祉施策を協議し、推進する場になると想定しています。 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムにつきましては、これまで通り地域自立支援協議会で協議を行ってまいります。 地域自立支援協議会と障がい者福祉部会の関係性は、例えるなら車の両輪であることは、これまでと変わりはなく、引き続き情報を共有し、相互に連携しながら進めていくものと考えております。	山本委員
8	【資料3】 p2 「2 統合の考え方」には地域福祉計画が「高齢者福祉の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通的な事項」を記載するいわゆる「上位計画」として位置づけられている。一途切れのない施策体系を確立する。とあるのですが、地域福祉計画が共通的な事項を記載する「上位計画」としているのです、部会ごとに同列に分かれていることが疑問に思いました。 また、障がい福祉計画と高齢者福祉計画では対象者が重なる場合も少なくないのですが、地域で安心して生活していくための課題は、共通する課題と共通しない課題もあることを考えると部会ごとに完全に分かれるのではなく、場合によっては合同で話し合いをすることも必要になってくるのではないかと思います。例えば、障がいがある方が歳を重ねて高齢化していく場合と高齢になった方が障がいをもつにいたる場合です。 アンケートやインタビューで中高年の障がい者を対象に、現状や不安に思っていることなど、前者と後者を分けて把握していくことも必要なのではないかと感じました。	地域福祉計画は、高齢者や障がいのある人、生活困窮などの福祉に関して共通して取り組む事項を定める基盤となる計画となっております。この意味で、いわゆる上位計画と位置付けられます。 このため、計画の統合に際しては、地域共生プラン2025を土台として、改定作業を進める予定です。 新たな協議会においては、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉の3つの部会を設け、各委員はいずれかの部会に所属し、それぞれの分野を中心に議論をしていただくとともに、計画全体についてもご意見をいただくことを想定しております。また、全体会において、意見を集約する予定です。 アンケートやインタビューについては、必要に応じ、適切な対象者を設定してまいります。	永田委員
9	【資料3】 p5 5 附属機関のイメージ 福祉施策等推進協議会が「地域福祉部会」「高齢者福祉部会」「障がい者福祉部会」と分かれています、どの程度協働で計画を策定していくことになるのか。		永田委員

	資料	御意見・御質問	事務局回答	委員
10	【資料3】 p5	5 附属機関のイメージに部会が3つあり、福祉施策等推進協議会がありますので現在の医療的ケア児等支援部会は障がい者福祉部会に入ってしまうのでしょうか？	医療的ケア児等支援部会は、地域自立支援協議会の下部組織にあたり、引き続き現行と同じ形で協議していくこととなります。そのため、障がい者福祉部会に入ることはありません。	服部委員
11	-	文章の中で「障害者」と「障がい者」があります。「障害者」は法律用語ではそのまま使用、法律用語以外では「障がい者」を使用とこれまでの説明でした。このことを、資料または作成したものの最後に、注として書かれたら良いと思う。「害」と「がい」があるのを疑問に感じた読者が納得すると思う。	(仮称)総合福祉計画を作成する際は、頂いたご意見を参考に致します。	芝垣委員